環境社会配慮ガイドライン　運用面の見直し
第 3 回ワーキンググループ結果

2026 年 9 月 18 日
国際協力機構審査部

保護区内で事業を実施する場合の要件・重要な生息地の解釈と要件について

1. 本テーマに関して以下のとおり FAQ を改訂しました（改訂箇所：(1)から「準絶滅危惧種(NT)」を削除）。

問. 「重要な生息地または重要な森林」とはどのようなものですか?

答. 世界銀行の環境社会ポリシー等を参考に、「重要な生息地」とは、生物多様性の重要性または価値が高い地域として定義され、以下を含むものと考えています。

生物多様性保全上及び/または生態系の主要な機能維持の上で極めて重要な次のような地域。

(1) 国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストあるいは相手国国内の同等のアプローチで指定されている「絶滅危惧(Threatened)」とされる「絶滅危惧 IA 類(CR)」、「絶滅危惧 IB 類(EN)」、及び「絶滅危惧 II 類(VU)」~~、及び「準絶滅危惧種(NT)」~~に該当する種にとって重要な生息地

(2) 固有種及び/または分布域が限られている種にとって重要な生息地

(3) 移動性生物種及び/または群れを成す種の世界的あるいは全国的に重要な集合体を支える生息地

(4) 極めて危機的な生態系及び/または独特な生態系が認められる地域

(5) 上記の(1)から(4)にて示した生物多様性の価値を維持するために必要な生態学的機能または特性を有している地域

「重要な森林」とは、上記に規定した「重要な生息地」と認められた森林地域を指します。

※「重要な生息地または重要な森林」は、環境社会配慮ガイドライン別紙 1「生物多様性」に記載され、自然環境への影響を念頭においていますが、他方で社会への影響にも必要な配慮を行います(生態系サービスに係る FAQ 参照)

2. 本テーマに関して、WG での議論を踏まえ以下のとおり JICA の運用方針を整理しました。

＜JICA の運用方針＞

- ✓ JICA GL 上の「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」でのプロジェクトの形成及び実施はあくまで例外措置とし、原則禁止の規定を堅持するものとする。

- ✓ 国内法令上、コア・バッファ・マルチプルユースゾーン等のゾーンに区分されている場合、区分の名称のみによらず、現地法令上の位置づけ（指定根拠、利用制限及び事業実施の可否等）や IUCN の保護地域管理カテゴリ等とも照らして、JICA GL 上の「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に該当するものか判断する。

- ✓ 保護区での例外的事業実施の条件である「実施可能な代替案が存在しないこと」について、理論上保護区外での代替案が存在しうることをもって一律に例外条件を満たさないと判断するのではなく、環境社会配慮を前提に、経済性、事業効果、技術面等を踏まえて、実現可能かつ持続性のある（viable）代替案が存在しない場合には、例外条件を満たすと判断し得るものとする。
  ※経済性、事業効果等のみを理由として、実施可能な代替案が存在しないと判断するものではない。

- ✓ 重要な生息地の判断基準(1)における、「相手国国内の同等のアプローチで指定されている」種については、相手国政府の法令等で指定される保護種も含まれるものとする。

- ✓ NT 種について、FAQ で規定する「重要な生息地または重要な森林」の判断基準(1)からは除外するものの、ベースライン調査にて NT 種が特定され、かつ当該 NT 種にとって同判断基準の(2)～(5)のいずれかに該当する重要な生息地である場合は、FAQ の重要な生息地における事業実施要件を満たすことが求められる。また、重要な生息地に該当しない場合でも生物多様性の観点から影響の予測・評価を行い、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿った影響対策について検討を行うものとする。

3. 第 3 回ワーキンググループにおける主要な提言
ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- **論点 A）保護区の範囲・該否の解釈**
  - ✓ 保護区内のコアゾーン以外の各ゾーン（バッファーゾーン、マルチプルユースゾーン等）については、法令上の位置づけに加え、実際の目的・機能、指定の経緯等を、現地の専門家や地域住民の意見も踏まえて確認し、判断根拠を明示すべきである。また、保護区に該当しないゾーンや隣接地についても、現地の状況やコアゾーンへの影響を踏まえ、保護区での例外的事業実施の 5 条件の(2)～(5)の適用を含め、予防的に取り扱う必要がある。

  - ✓ IUCN の保護地域管理カテゴリは管理目的に応じた類型であり、現地の生態系の重要性が反映されていない可能性があるため、保護区該否の絶対的な基準や開発規制の基準として用いることは適切ではない。

  - ✓ 境界線が明確でない地域や OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）として指定された地域、将来保護区となる可能性がある地域、保護区の

地下空間、地域や住民にとって自然資源の保護・持続的利用のための指定地域について、保護区としての扱いを検討・確認すべき。

- **論点 B）保護区での事業実施要件（例外要件）の運用**
  - ✓ FAQ で規定する保護区での例外的事業実施の 5 条件(3)～(5)の確認時期・方法や内容を整理し、条件(2)に環境保全を所管する省庁の了承を加えることを検討すべき。
  - ✓ 保護区での例外的事業実施に際しての生物多様性のオフセットについて JICA の方針・見解と事例を確認するとともに、重要な生息地において生物多様性のネットゲインを目指す考え方を FAQ 等で一般化・明確化すべき。
  - ✓ 「実施可能な代替案が存在しないこと」の判断において、これが環境社会配慮ガイドライン「1.4 環境社会配慮の基本方針（重要事項 3）」が定めるミティゲーション・ヒエラルキー（影響の回避を優先的に検討する原則）と整合的に運用されるよう留意すべき。

- **論点 C）重要な生息地の解釈と判断基準**
  - ✓ IUCN レッドリストだけでは国・地域での生物種の希少性が反映されないため、相手国の法令上の保護対象種や国内・地域版のレッドリスト等も重要な生息地の判断材料として、積極的に活用すべき。

- **その他**
  - ✓ 文化遺産保護区（市街地）における開発制限の緩和について、施工方法による物理的影響の回避に加え、景観・視覚的影響、歴史的文脈等の文化遺産の価値・属性への影響も確認した上で判断する基準や、情報開示・説明会のあり方を運用方針上整理すべき。

以上